

# 入 札 説 明 書

入札参加申請及び入札については、公告によるほか、この説明書により取り扱うものとする。この公告の業務は、入札を、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う業務である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

## **【共通する事項】**

### 1 競争入札に付する事項

別添入札公告の建設工事関連業務共同企業体契約方式公募公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札参加者を公募する事項」に掲げるとおり

### 2 入札の方法

この公告の業務は、入札参加を希望する共同企業体を募集し、その応募者の中から入札参加者を選定する公募型指名競争入札である。

### 3 公募をする業務の仕様その他の明細

別途貸与又は閲覧に供する仕様書、図面及び数量計算書（以下「仕様書等」という。）のとおり

### 4 仕様書等の貸与及び閲覧

(1) 仕様書等は、個別事項の表中「仕様書等の貸与期間」に掲げる期間に、様式1「仕様書等貸与申請書」を個別事項の表中「設計図書の貸与、閲覧に供する場所」に掲げる場所に提出した者に対して、上記の期間内において、原則として、3日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所で実施する。

(2) 前項の3日間は、貸与した日を初日として計算し、休日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を含まない。

(3) 愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等））により閲覧に供する仕様書等を閲覧する場合には、様式1「仕様書等貸与申請書」の提出は不要である。

### 5 入札説明書についての質問

(1) 入札説明書についての質問は、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間内に、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。なお、質問事項には入札参加申請者名が特定できる内容を記載しないこと。

(2) 入札説明書についての質問に対する回答は、愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等））に掲載することにより行う。

## **【入札参加申請（公募）に関する事項】**

### 6 入札参加者の選定の方法

別添公告の建設工事関連業務共同企業体契約方式公募公告共通事項（以下「共通事項」という。）の2(5)に掲げるとおり

なお、入札参加者として選定した共同企業体に対して、申請書等の提出期限の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。ただし、入札参加者として選定した共同企業体に対し、歩掛等の見積依頼を行う案件については30日。）以内に指名通知を行い、入札参加者として選定されなかった共同企業体に対しては、書面により通知を行う。

## 7 入札参加申請時に提出する資料

(1) 入札参加申請時に提出する資料は次のとおりとする。

- ① 建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書（別紙1）
- ② 共同企業体協定書の写し（別紙1-1）
- ③ 入札参加資格確認資料（別紙2）（記載事項を証する書類を含む）

(2) 入札参加資格確認資料（別紙2）の記載事項を証する書類は次のとおりとする。

- ア 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し
- イ 管理技術者及び照査技術者の資格等を証する書類は、個別事項の表中、「共同企業体の代表者」又は「共同企業体の代表者以外の構成員」の欄の「資格等」に掲げる証明書等の写し

## 8 その他入札参加申請に必要な事項

ア 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る参加制限

共通事項の1イ(7)に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする他の者（共同企業体の構成員である場合を含む。）との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者の入札参加資格は認めない。

### ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

- a) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①から②と同視しうる資本関係、人的関係又は組織関係があると認められる場合

イ 共同企業体の結成

- ① 共同企業体は、共通事項の1アに掲げる構成員数により、かつ、共通事項の1イに

掲げる要件を全て満たす者の組み合わせにより、任意かつ自主的に結成すること。

- ② 共同企業体の結成に当たっては、建設工事関連業務共同企業体協定書モデル案（別紙1-1）を参考にすること。
- ③ 共同企業体が行う業務の入札、見積り、業務委託契約の締結及び業務委託契約に基づく行為については、共同企業体代表者が行うこととする。

なお、このことから、共通事項の2(1)に掲げる電子証明書（ICカード）の取得及び電子入札システムへの利用者登録についても、運用基準に定めるとおり、共同企業体の代表会社の代表者名義で行わなければならないので、留意すること。ただし、有資格業者の代表者から入札権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者のICカードに限り認めるものとする。

## **【入札に関する事項】**

### 9 落札者の決定の方法

共通事項の6に掲げるとおり

なお、落札者が決定した場合は、原則として全ての入札参加者に対して電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、入札情報公開システムにおいて入札結果を公表する。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては次に掲げるところによるものとする。

- (1) 紙入札方式による入札参加者が落札者であるとき  
当該落札者に対して口頭又は文書により落札者決定の通知を行う。
- (2) 紙入札方式による入札参加者が落札者以外であるとき  
入札情報公開システムに入札結果を公表することをもって落札者決定の通知に代える。

### 10 開札に立ち会う者に関する事項

電子入札システムによる入札参加者で立会いを希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。また、やむを得ず紙入札方式による参加者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札方式による参加者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

### 11 電子入札等に関する事項

- (1) この公告の業務は、原則として、入札参加者への指名通知、入札書の提出、開札等の行為を運用基準に定義する電子入札システムにより行う業務である。
- (2) 紙入札方式による場合  
入札参加者にやむを得ない事由（運用基準2-1に定めるものに限る。）があると認められる場合に限り、紙入札方式によることができる。当初から紙入札方式を希望する者は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内の受付時間中（休日を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）（以下「紙入札書等提出期間」という。）に、運用基準2-2に定める紙入札方式移行承諾願を個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。
- (3) (2)により紙入札方式での入札参加を認めた者については、当該入札に限り、紙入札方式から電子入札への再度の移行は認めない。
- (4) 12(2)イに掲げる業務委託費内訳書は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内に、電子入札における入札書に添付して提出すること。

ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札書及び業務委託費内訳書を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。この場合、入札書及び業務委託費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び業務委託費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「業務委託費内訳書」を表示し、密封したものを提出すること。

## 12 その他入札に必要な事項

### (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 別添公告の共通事項の7(1)アに掲げるとおり、共通事項の2に掲げる入札参加者の選定の結果、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下、「規則」という。）第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 別添公告の共通事項の7(1)イに掲げるとおり、共通事項の2に掲げる入札参加者の選定の結果、規則第154条の規定に該当すると認められた者については、契約保証金の納付を免除する。ただし、低入札価格調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証のいずれかを提供しなければならない。

(ア) 契約保証金の納付

(イ) 有価証券等の提供（利付国債に限る。）

(ウ) 金融機関の保証

### (2) 入札方法

ア やむを得ず紙入札方式による場合、入札書の様式は様式2のとおりとする。この場合、必ず電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

イ 入札書の提出に際し、業務委託費内訳書の取扱いについてをよく読むとともに、入札書に記載される金額に対応し、項目・工種ごとに金額を記載した業務委託費内訳書を添付すること。業務委託費内訳書の様式は、様式3のとおりとする。

ウ やむを得ず紙入札方式による場合、委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式4の内容を具備した自社様式でも可とする。

#### [予定価格500万円超の場合]

エ この業務は、規則第133条の2第1項の規定に基づき、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者に対して、同条第2項の規定に基づき、低入札価格調査を行うこととしている。したがって、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、低入札価格調査方法について（業務委託）（別紙3）をよく読むとともに、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出期限」に掲げる期限までに、指定された資料の持参による提出を求めらるので、開札後直ちに準備すること。期限までに資料が提出できない場合、当該入札は失格とするので留意すること。また、調査に対応できない旨の申し出があった場合も当該入札を失格とする。

#### [予定価格500万円以下の場合]

エ この業務は、規則第134条第1項の規定に基づき、最低制限価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者は落札者とししない。

オ 愛媛県建設工事入札者心得（別紙4）及び運用基準を遵守すること。

(3) 契約書

この業務の業務委託契約に使用する業務委託契約書は、個別事項の表中「設計図書の貸与、閲覧に供する場所」に掲げる場所で閲覧に供する。

(4) 支払条件

個別事項の表中「支払条件」に掲げるとおり。

(5) その他

ア 落札決定後、業務委託契約の締結までの間に、落札者（共同企業体の構成員）が共通事項の 1 に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは委託業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

イ 本説明書の別紙及び様式（建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書（別紙 1）、建設工事関連業務共同企業体協定書モデル案（別紙 1-1）、入札参加資格確認資料（別紙 2）及び業務委託費内訳書（様式 3）を除く。）については、えひめ電子入札共同システムポータルサイトの「各自治体情報」の表中「愛媛県」欄に掲載する。